

令和4年度～令和5年度

- ① 安全報告書
- ② 運輸安全マネジメント

令和5年04月

株式会社 あいら観光

安全報告書

令和05年04月01日

一般貸切旅客自動車運送事業における情報の公表について

「運輸安全マネジメントに関する取り組み」

平成18年10月1日、運輸安全一括法の施行により、道路運送法が改正されたことに伴い、株式会社あいら観光では、安全管理規定第17条及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規程に基づき、輸送の安全に関する情報について公表します。

公表項目

- ① 輸送の安全に関する基本的な方針
- ② 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
- ③ 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

① 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 安全確保の最優先がバス事業者の使命である事を深く認識し、社長及び役員・社員全員が安全の確保に最善の努力をします。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規定を遵守し、厳正かつ中実に職務を遂行します。
- (3) 安全管理体制を適切に維持するために不断の確認を励行します。
- (4) 輸送の安全に関する計画(P)、実行(D)、チェック(C)、改善(A)のサイクルを確実に実施するとともに、安全対策を随時見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。そして輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。
- (5) 輸送の安全は、社長の健康に起因することもあることから、社員の健康の増進に積極的に関わってまいります。

② 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

輸送の安全に関する目標（令和4年度）

- (1) 重大事故ゼロ件（0件）
- (2) 有責事故ゼロ件（0件）
- (3) 飲酒・酒気帯び出勤の撲滅

当該目標の達成状況（令和4年度）

- (1) 重大事故ゼロ件（0件）
- (2) 有責事故ゼロ件（0件）
- (3) 飲酒・酒気帯び出勤の撲滅

③ 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

上記の事故はゼロ件（0件）

※参考資料

道路運送法第29条に基づき国土交通大臣に届け出る事故

第1号 自動車が転覆し、転落、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの

第2号 死者又は重症者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの

第3号 自動車の積載された次に掲げるものの、一部が飛散し、又は漏洩したもの

第4号 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号の掲げる傷害が生じたもの

④ 外部マネジメント評価の実施

NASVA に依頼しマネジメント評価を実施

令和5年度 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

株式会社 あいら観光
代表取締役 坂本昭二

当社は、公共性が高く、地域密着型の事業活動を展開しており、その根幹をなすものは、「安全」です。「安全が最優先」をモットーに「安全・安心・快適」を目指してまいります。そのためには社員の安全意識の向上、安全教育の徹底、健康の増進、これらの充実をはかり、輸送の安全確保に関して以下の取組を行ってまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

(1) 安全確保の最優先がバス事業者の使命である事を深く認識し、社長及び役員・社員全員が安全の確保に最善の努力をします。

(2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規定を遵守し、厳正かつ中実に職務を遂行します。

(3) 安全管理体制を適切に維持するために不断の確認を励行します。

(4) 輸送の安全に関する計画（P）、実行（D）、チェック（C）、改善（A）のサイクルを確実に実施するとともに、安全対策を随時見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。そして輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

(5) 輸送の安全は、社長の健康に起因することも一つの重要な要素であることから、社員の健康の増進に積極的に関わってまいります。

2. 輸送の安全に関する目標（令和5年度）

(1) 重大事故ゼロ件（0件）

(2) 有責事故ゼロ件（0件）

(3) 物損事故ゼロ件（0件）

(4) 飲酒・酒気帯び出勤の撲滅（0件）

3. 輸送の安全に関する目標の前年度の達成状況（令和4年度）

- (1) 重大事故ゼロ件（0件）
- (2) 有責事故ゼロ件（0件）
- (3) 飲酒・酒気帯び出勤（0件）

4. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故（令和4年度）

上記の事故はゼロ件（0件）

5. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

別図1のとおり

6. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保がバス事業者の最優先の使命である事を深く認識し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守する。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正処置又は予防処置を講ずる。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報の伝達、共有を図る。
- (5) 輸送の安全に関する教育、診断及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを確実に実施する。
- (6) 輸送の安全に関する教育に関し、デジタコ、ドラレコの活用を行う。
- (7) 輸送の安全に関する運転者の確保に関し、自社養成制度の検討を行う。
- (8) 輸送の安全に関する取り組みの中で、シートベルト着用の啓蒙を自社制作のDVD及び告知により行う。
- (9) 輸送の安全に関する取り組みの中で、AEDの導入を積極的に行い、人命救助訓練を年1回行う。

7. 輸送の安全に関する計画

会議体

- (1) 年間基本方針発表会（年1回、1月下旬）
全役員、社員が主席し輸送の安全等に関する基本方針発表会
- (2) 役員会（月1回）
全役員、安全統括管理者が出席し、輸送の安全に関する具体的方針の確認を行う。

(3) 全体会議（月1回）

社長及び全役員、安統管、全社員が出席し、安全に関する基幹会議として位置づけ、前月、当月の運行状況、車両の整備確認、各種診断及び教育状況、全社員の健康増進に向けた進捗状況等及び課題を認識そして共有し、一層の安全確保に向けた努力をし続ける。

具体的施策

(4) 春、秋の全国交通安全運動、年末年始の輸送等に関する安全総点検に合わせた取り組み

- ・ 通達等を社内に掲示し、ドライバーへの周知徹底を図り、安全運動を展開する。
- ・ 各運動展開中、安全運行管理者による巡回を実施する。

(5) KYT（危険予知トレーニング）で事故防止

ドライバーのヒヤリハット体験を収集し、意見交換を行い、事故防止に取り組む。

(6) 飲酒運転防止の推進

始業及び終業点呼時に免許証及びアルコールチェッカーによる厳正な飲酒チェックを行う。

(7) 健康経営の推進

- ・ 社員の健康課題の把握と必要な対策の検討

健康課題の把握 就業時間中の定期健康診断受診率100%維持

対策の検討 健康増進、過重労働防止に向けた具体的目標

- ・ 健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント
ヘルスリテラシーの向上 教育機会の設定

職場の活性化 コミュニケーションの促進に向けた具体的目標

- ・ 社員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策

保険指導 保健指導の実施

健康増進、生活習慣病対策 受動喫煙対策等

感染予防対策 感染予防対策に向けた取り組み（コロナ・インフル予防対策等）

過重労働対策 長時間労働者への対応に関する取り組み

メンタルヘルス対策 不調者への対応に関する取り組み

(8) 適性診断受診の推進

2年に1回の確実な受診を推進し、計画的に実施する。

適性診断の結果を受けて、個人指導を行い、事故発生の未然防止に活用する。

(9) 車両整備の充実

整備管理者及び補助者の外部機関等による研修会等への積極的な参加を促し、社内会議において情報を共有する。

(10) 運転者への指導教育の充実

初任運転者 診断・教育の実施

惹起運転者 診断・教育の実施

高齢運転者 診断・教育の実施

デジタコ、ドラレコを活用した指導・教育の実施

バスジャック対応訓練の実施

(11) 過重労働の禁止

関係法令及びバス運転者の労働時間等の改善基準告示を遵守する。

8. 内部監査の実施

令和4年度の内部監査

改善目標：安全運転に対する基礎的な考え方、車両管理

具体的な改善項目

- ・ デジタコ、ドラレコ活用の教育
- ・ 点呼時の指示指導
- ・ 正しい車両管理体制

9. 事故災害時における報告連絡体制

別紙のとおり

10. 安全統括管理者

専務取締役 黒田 光男

11. 安全管理規定

別紙のとおり

危機管理体制表(部署及び通信係)

(株)あいら観光

事故発生現地	
現地対策本部	
本部長(その都度社長が任命する)	
派遣団	

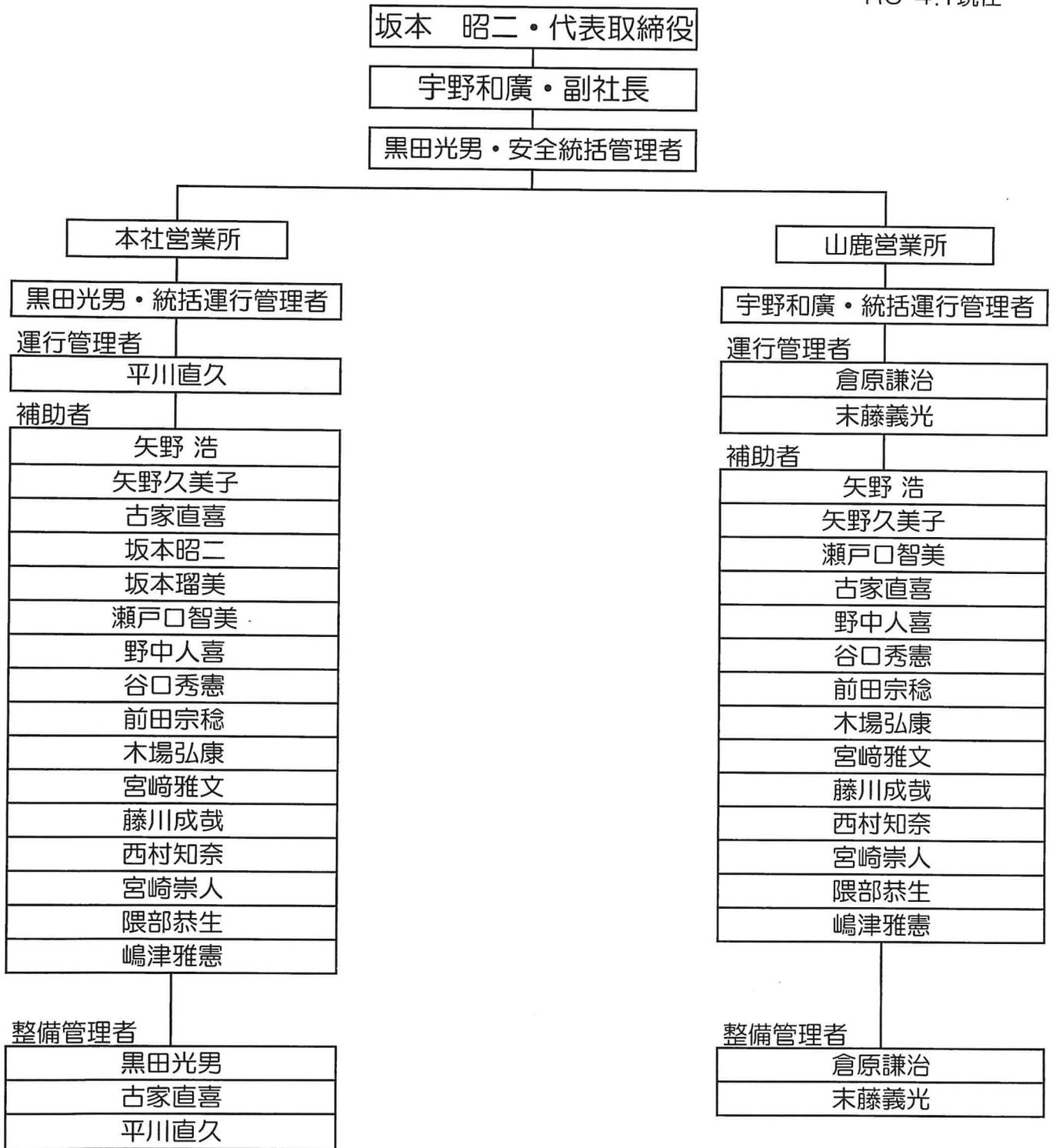
家族及び
現地関係機関等への連絡
旅客家族
警察及び病院
保険会社
運輸及び宿泊機関
マスコミ対応
その他特に連絡すべきところ

本社及び山鹿営業所	
事故対策本部	
本部長	坂本昭二
連絡先	0968-48-3888
夜間・休日	090-3463-3888
副本部長	宇野和廣
連絡先	0968-48-3888
夜間・休日	090-7164-8656
安全統括管理者	黒田光男
連絡先	0968-48-3888
夜間・休日	090-2509-9471
旅客班	班長 黒田光男
連絡先	0968-48-3888
夜間・休日	090-2509-9471
歩外班	班長 矢野浩
連絡先	0968-48-3888
夜間・休日	090-4583-3369
広報班	班長 平川直久
連絡先	0968-48-3888
夜間・休日	080-6452-5447
経理班	班長 矢野久美子
連絡先	0968-48-3888
夜間・休日	080-5204-4566
庶務班	班長 平川直久
連絡先	0968-48-3888
夜間・休日	080-6452-5447
山鹿(営)	班長 倉原謙治
連絡先	0968-42-8888
夜間・休日	080-6452-5447

旅客家族への連絡
国土交通省九州運輸支局
092-472-2312
熊本陸運支局
096-369-3130
損保ジャパン
0968-43-0678
山鹿警察署
0968-44-0110
山鹿保健所
0968-44-4121
報道関係
その他報道関係

(株)あいら観光 運行管理・整備管理体制

R5 4.1現在



運行管理者有資格者未選任		整備管理者有資格者未選任	
坂本昭二	古家直喜	谷口秀憲	
矢野 浩	野中人喜	嶋津雅憲	
矢野久美子	瀬戸口智美	谷口秀憲	
村田和己		前田宗稔	
谷口秀憲		野中人喜	
前田宗稔			
宮崎雅文			
木場弘康			

安全管理規程

株式会社 あいら観光

平成26年1月6日届け

株式会社あいら観光 安全管理規程

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に

実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な責任者

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

平成25年10月01日 制定する。